

令和八年三月三十日付け広島県報（定期）第二十五号に登載の広島県教育委員会教育長訓令第二号（広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

教育委員会事務局管理部総務課長

ページ	行	正	誤
二	改正後の欄の二及び二三	第十八号	第十八号
二	改正前の欄の二及び二三	第十七号	第十七号